

第八管区海上保安本部公示第27号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年5月19日

第八管区海上保安本部長

佐々木 渉（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 島根県隠岐支庁（農林水産局）
- (2) 住所 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 西郷漁港（別添付図参照）
- (2) 期間 令和8年6月1日から令和8年7月31日までのうち3日間

3 水路測量の実施方法

スワス音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する

